

徳島県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
鳴門市大麻町大谷字宮の元一番一及び二番一並びに三番一及び七番一の各一部	鳴門市大麻町板東字拾八七一番地一	株式会社アトリエG
同 撫養町大桑島字蛭子山一〇四番一	徳島市南田宮三丁目三番一三三号	中川 英幸
吉野川市鴨島町飯尾字藤井谷一四八三番四及び一四八四番一	吉野川市鴨島町飯尾一四八四番地一	合同会社遍路イレブ ン
同 西麻植字田淵三〇番三	同 上下島八〇一 フィチュールB 二〇一	河野 隼平 河野 菜穂
名西郡石井町浦庄字上浦五一三番一	名西郡石井町浦庄字諏訪一三三 一〇	岡田蔭 広文
板野郡北島町江尻字川中須一七番一	板野郡北島町中村字本須一〇番地一	川端 正之
同 北村字神屋敷五一番四、五一 番五及び五一番一五	徳島市住吉一丁目三五 八三 シャツフルタウ ン一三三号	中村 知穂 中村 学